

様式第9号（第2条・第3条関係）

認定こども園の設置に関する市町村長の意見書 （案）

（施設名） 鼎あかり保育園

1 保育所に関する計画との適合性について

(1) 入所待機児童数、人口数、就学前児童数、就業構造、その他保育需要に影響を与える事項に係る数量的、地域的な状況及び動向

①入所待機児童数

令和2年(10)月(1)日現在(見込)、飯田市内の保育所・認定こども園の待機児童数はゼロである。ただし、入所調整の結果、第一希望の園に入所できずに第二希望以降の園に入所していただくケースがある。(例：きょうだい別々の園への入所など)

近年、就労形態の多様化(女性の就労増加)及び産前産後休暇・育児休暇からの仕事復帰を理由とした0・1歳児を中心とした年度途中の入所の申込みは増加傾向にあり、年度後半には3歳未満児が入所できる施設に限られる状況にある。

なお、第2期飯田市子育て応援プラン(第2期飯田市子ども・子育て支援事業計画)では、令和2年度から令和5年度までの間、「量の見込み」(ニーズ)に対して「確保の内容」(受け皿)が不足となっており、待機児童の発生が予想される。

②人口数

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	H31	R02
人口	103,712	103,023	102,012	101,111	100,008

(各年度4月1日現在)

③就学前児童数

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	H31	R02
5歳	917	891	872	858	835
4歳	891	871	863	843	827
3歳	880	866	843	819	778
2歳	874	846	849	793	782
1歳	843	856	801	799	709
0歳	829	798	769	716	708
計	5,234	5,128	4,997	4,828	4,639

(各年度4月1日現在)

④就業構造

(単位：人・%)

区分	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
人数	52,685	4,297	16,518	30,225
割合	-	8.2	31.4	57.4

*総数：「産業分類不能の者」を含む。

(平成27年国勢調査)

(2) 保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向

平成28年以降の市内保育所及び認定こども園入所児童数推移

(単位:人・%)

年度	H28	H29	H30	H31	R02
1号認定	230	217	224	208	201
2号認定	2,360	2,332	2,281	2,245	2,187
3号認定	916	948	971	981	1,018
計	3,506	3,497	3,476	3,434	3,406
3歳未満児割合	26.1	27.1	27.9	28.6	29.9

(各年度5月1日現在)

保育所及び認定こども園の1号認定及び2号認定の入所児童数は、少子化の影響により減少傾向であるが、3号認定(3歳未満児)の入所児童数は増加傾向である。

3歳未満児の受け皿を拡充するため、3歳以上児の施設の活用や保育人材の積極的な確保が課題として挙げられる。

(3) 将来の保育需要

① 令和2年度以降の年齢別人口推計

(単位:人)

年度	R02	R03	R04	R05	R06
5歳	841	813	775	777	714
4歳	815	777	779	716	717
3歳	781	783	720	721	701
2歳	795	731	732	712	695
1歳	735	736	716	699	683
0歳	717	697	680	664	654
計	4,684	4,537	4,402	4,289	4,164

② 令和2年度以降の保育所・認定こども園・事業所内保育所 入所児童数推計 (単位:人)

年度	R02	R03	R04	R05	R06
1号認定	220	214	208	204	200
2号認定	2,581	2,515	2,506	2,388	2,342
3号認定	1,241	1,252	1,268	1,288	1,294
計	4,042	3,981	3,982	3,880	3,836

子どもの全体数は継続的な減少が予想されるが、近年、3歳未満児の保育ニーズは増加傾向にある。

2 認定こども園が実施する子育て支援事業についての意見

地域における子育て支援を行う機能として、子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能として、当該施設では、以下の子育て支援事業を展開している。

事業名	事業内容	開催数
親子の相互交流	親子遠足、親子体操、夏祭り、運動会	各年1~2回
子育て無料相談	保護者からの養育相談、情報提供及び助言	希望に応じて実施
その他	未就園児交流、園開放	年10回

3 総括的意見

当該施設は、旧飯田市立鼎幼稚園と旧飯田市立鼎東保育園の統合民営化により、平成 29 年 4 月に鼎下茶屋の旧飯田市立鼎幼稚園園舎で「鼎あかり保育園」としてスタートし、平成 31 年 4 月に現在の鼎中平の新園舎で定員 150 人の認可保育所として運営している。

家族構成や家族の就労状況など保育要件の有無に関わらず、就学前 3 年間の幼児教育を受けることが可能な保育要件を必要としない保育所型認定こども園への移行については、有用であると考えられる。また、きょうだい関係で 3 歳未満児を家庭で養育しながら、認定区分を変更することで、引き続き 3 歳以上児が無償で同一の幼児教育施設に通所することが可能となる。

4 選考方法についての意見【市町村以外の者が設置する場合】

1 号認定の選定方法について、当該施設では園則において「教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。」と規定しており、また利用定員の総数を超過した場合の取扱い（①抽選により決定する方法、②申込みを受けた順序により決定する方法、③当園の教育理念に基づき決定する方法）についても規定されており、適当である。なお、特別な配慮が必要な子どもの選考にあたっては、引き続き、関係機関や当市子育て支援課と協議することとなっている。

5 料金についての意見【市町村以外の者が設置する場合】

重要事項説明書の内容から移行前の認可保育所との違いは無く、適当である。

<添付資料>

- ①市町村の保育事業に関する計画
- ②管内の地図（保育所、認定こども園、無認可保育施設等を表示）

令和 2 年 月 日

飯田市長 牧野 光朗 印

長野県知事 様

認定こども園・鼎あかり保育園運営規程

制定日：令和2年8月15日

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人萱垣会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認定こども園鼎あかり保育園
- (2) 所在地 長野県飯田市鼎中平2101-1

(施設の目的)

第2条 (認定こども園鼎あかり保育園) (以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども (以下「利用子ども」という。) に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 法人の理念である「一隅を照らす」の精神のもと、保育サービスを提供する者の心が豊かになり、優しさと思いやりをもって子ども達の幸せと自己実現のお手伝いをしていく事を念頭に置きたい。

一人ひとりの援助者が灯す小さな灯がやがて万の灯りとなる時、子ども達やそれを取り巻く家族、地域、社会へと広がっていきます。

私たちは、これからの未来を担うこどもたちに自分の人生を切り開く意欲を持てる子になってもらえるように、生きる力の基礎となる力を身に付けられるように支援をしていく。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必

要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(園長) 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副施設長(副園長)

副施設長は、施設長を補佐するとともに利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育てや、小学校との連携を通しての子育て支援活動をする。また、保育内容について他の職員を総括する。

(3) 主任保育士 1人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 保育士 29人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 保育補助者 1人(非常勤1人)

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(6) 教諭(再掲) 28人以上

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(7) 事務職員 1人(非常勤1人)

事務職員は、当園の事務を行う。

(8) 栄養士 1人(常勤1人)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(9) 調理員 4人(常勤1人、非常勤3人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(10) 看護師 1人(非常勤1人)

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 8月12日 まで

(2) 第2学期 8月17日 から 12月28日 まで

(3) 第3学期 1月4日 から 3月27日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 学年末休業（卒園式後～入園式前日まで）

オ 夏季休業（8月13日から8月16日まで）

カ 冬季休業（12月29日から1月3日まで）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年始休日（1月1日及び1月3日）

ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある
又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を
行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わ
ないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前8時から午後19時の
範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時から午後16時分の範
囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前9時から午後15時とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後19時。

(2) 土曜日 午前7時30分から午後19時。

・土曜日は合同での保育となりますのでご承知おきください

3 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後
に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとす
る。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 当園は、飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第32号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園においては、飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

3 当園は、飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表1に掲げる実費を徴収する。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。

5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

ただし、認定こども園の定員は1号の15名とする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号・3号	8人	20人	30人	27人	25人	25人	135人
合計	8人	20人	30人	32人	30人	30人	150人

※ ただし、子ども子育て支援法に基づき定員の1割以上の受入を行うことが出来る。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、

次の方法により選考する。

(1) 抽選により決定する方法

(2) 申込みを受けた順序により決定する方法

(3) 当園の教育理念に基づき決定する方法

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
口拭き (未満児のみ)	学期ごと	1,000 円
1号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 4,500 円
2号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 4,500 円 (副食費免除対象者は無料)
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
保険加入に係る保護者負担	P T A 団体保険 (飯田市連合会保護者会連合会)	年額 300 円
制服・帽子代	入所時に必要なものを購入	夏一式 5,400 円 冬一式 6,900 円 カバン 2,900 円
教材費	はさみ・のり・お誕生絵本・お誕生写真・カラー帽子購入費用	実費を徴収

別表 2

項目	金額
保育認定子どもの 延長保育に係る利用者負担	<p>● 以上児</p> <p>早朝 7 : 30～8 : 00 700 円</p> <p>夕方 16 : 00～16 : 30 3,200 円 16 : 00～17 : 00 3,700 円 16 : 00～17 : 30 4,700 円 16 : 00～18 : 00 5,200 円 16 : 00～18 : 30 5,700 円 16 : 00～19 : 00 6,200 円</p> <p>※早朝と夕方希望の方は上の料金に 700 円の加算になります。</p> <p>● 未満児</p> <p>早朝 7 : 30～8 : 00 700 円</p> <p>夕方 16 : 00～16 : 30 3,700 円 16 : 00～17 : 00 4,200 円 16 : 00～17 : 30 5,200 円 16 : 00～18 : 00 5,700 円 16 : 00～18 : 30 6,200 円 16 : 00～19 : 00 6,700 円</p> <p>※早朝と夕方希望の方は上の料金に 700 円の加算になります。</p>

別表 3

項目	金額
教育標準認定子どもの 預かり保育に係る利用者負担	別表 2 と同じ

認定こども園・鼎あかり保育園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人萱垣会
事業者の所在地	長野県飯田市鼎一色 551 番地
事業者の連絡先	0265-22-1368
代表者氏名	萱垣 光英

(2) 施設の概要

種別	保育所型認定こども園							
名称	認定こども園 鼎あかり保育園							
所在地	長野県飯田市鼎中平 2010-1 番地							
連絡先	電話 0265-23-2341 FAX 0265-48-8201 MAIL kanae-akari@mis.janis.or.jp							
施設長氏名	福岡 恵子							
開設年月日	(2016年 4月 1日)							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	5人	5人	5人	15人
	2号・3号	8人	20人	30人	27人	25人	25人	135人
	合計	8人	20人	30人	32人	30人	30人	150人
当園の基本理念・方針	<p>(当該施設の基本理念などを記載。)</p> <p>法人の理念である「一隅を照らす」の精神のもと、保育サービスを提供する者の心が豊かになり、優しさと思いやりをもって子ども達の幸せと自己実現のお手伝いをしていく事を念頭に置きたい。</p> <p>一人ひとりの援助者が灯す小さな灯がやがて万の灯りとなる時、子ども達やそれを取り巻く家族、地域、社会へと広がっていきます。</p> <p>私たちは、これからの未来を担うこどもたちに自分の人生を切り開く意欲を持てる子になってもらえるように、生きる力の基礎となる力を身に付けられるように支援をしていきます。</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	4,912.18 m ²
	園庭	1,551.00 m ²
園舎	構造	(鉄筋造 2階建て)
	延べ	2,064 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	7 室	(1組:2歳児クラス、2組:3歳児クラス、2組:4歳児クラス、2組5歳児クラス)
遊戯室	1 室	
ランチルーム(延長保育室)	1 室	
調理室	1 室	
相談室	1 室	
事務室	1 室	
書庫	1 室	
教材庫	1 室	
洗濯室	1 室	
プール更衣室	1 室	
休憩室	1 室	
更衣室	1 室	

(5) 職員体制(令和2年4月1日現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
(園長)	1人	1人	0人	
(副園長)	1人	1人	0人	
(主任保育教諭)	1人	1人	0人	
(保育教諭)	29人	12人	17人	17名のうち1名保育士のみ

(事務職員)	1人	1人	0人	
(栄養士)	1人	1人	0人	
(調理員)	4人	1人	3人	
(看護婦)	1名		1名	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで		
保育時間	教育標準時間	9時00分～15時00分（6時間）	
預かり保育	保育時間	朝：7時30分～9時 夕：15時～19時	
休業日	日曜日・土曜日・祝日		
	年末・年始（12月29日～1月3日）		
	夏季（8月13日～8月16日）		
	年度末・年度初め（卒園式後から入園式前）		
	職員研修日（11月第三土曜日）		

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	8時00分～19時00分（11時間）	
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）	
延長保育	保育標準時間	朝：7時30～8時 夕：保育時間に含まれる	
	保育短時間	朝：7時30分～8時 夕：16時～19時	
開所時間	月～金曜日	7時30分～19時00分	
	土曜日	7時30分～19時00分	
休業日	日曜日・祝日		
	年末年始（12月29日～1月3日）		
休業日	夏季（8月13日～8月16日：希望保育あり）		

	年度末・年度初め（卒園式後～入園式前：希望保育あり）
	職員研修（11月第三土曜日）

（7）利用料等

利用者負担 （月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
上乗せ徴収	口拭き（未満児のみ）	学期ごと	1,000円
実費徴収	副食費にかかわる費用	（1月当たり）	4,500円
	保育料（3号認定のみ）	1月当たり （1年当たり）	飯田市利用者負担徴基準額表により決められる
その他	（1号認定子どもの預かり保育に係る月契約の費用）	<p>●以上児</p> <p>早朝 7：30～8：00 700円</p> <p>夕方 15：00～16：00 3,700円</p> <p>※早朝と夕方希望の方は上の料金に700円の加算になります。</p> <p>30分毎 150円</p> <p>30分毎 150円</p>	
	月契約以外の利用料		

	<p>(2号・3号認定子ども の延長保育に係る月 契約の費用)</p> <p>月契約以外の利用料</p>	<p>●以上児 早朝 7:30～8:00 700円 夕方 16:00～16:30 3,200円 16:00～17:00 3,700円 16:00～17:30 4,700円 16:00～18:00 5,200円 16:00～18:30 5,700円 16:00～19:00 6,200円 ※早朝と夕方希望の方は上の料金に700円 の加算になります。 30分毎 150円</p> <p>●未満児 早朝 7:30～8:00 700円 夕方 16:00～16:30 3,700円 16:00～17:00 4,200円 16:00～17:30 5,200円 16:00～18:00 5,700円 16:00～18:30 6,200円 16:00～19:00 6,700円 ※早朝と夕方希望の方は上の料金に700円 の加算になります。 30分毎 200円</p>
--	--	---

(8) 支払方法

口座振替…引き落とし日 27日 (保育料・副食費)

集金袋に現金徴収…利用翌月の月初め (預かり保育料・延長保育料・その他)

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(1) 健康な心と体を育て、健康安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け自ら生活を作り出す力を養う。

(2) 保育園生活を楽しみ、年齢を超えた友達や身近な人との関わりを深め、自立心を

育て人と関わる力を養います。

- (3) 言葉の正しい使い方を伝え、自分の思ったこと感じた事、困ったことを自分なりの言葉で表現したり、相手の話を聞こうとする意欲や態度を育てる。
- (4) 自然や本物に触れ、五感を育て、感じたことや表現する力を養います。
- (5) 家庭や地域社会と心を通わせ、交流及び協力し合い、子ども達の健やかな成長に取り組めます。
- (6) 地産地消に取り組み、身近な食材を使っでの食事を提供します。以上児は副食のみ、未満児は完全給食として自園で調理して子ども達に提供しています。また、0歳児の給食については、保護者、担任、栄養士、園長で食事の様子、形態などを聞きながらその子にあったものを提供している。
- (7) アレルギーのある子どもについては、お医者様の診断を基に除去食のサービスをしています。保護者にあらかじめ1か月の献立と食材を知らせチェックをしてもらいそれを基に給食を作り、調理員、担任との連携を密にし、誤食の内容に配慮します。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式・家庭訪問
5月	お花まつり・親子遠足(以上児のみ)・じゃがいも種芋植え・田植え
6月	保育参観日・内科検診、歯科検診・保護者会作業・プール開き
7月	夏祭り・年少プール参観&懇談会・1年生交流会
8月	人形劇フェスタ・年中・年長プール参観&懇談会
9月	防災訓練&引き渡し訓練・運動会
10月	敬老会参加・秋の遠足・未満児親子遠足・内科検診・歯科検診・祖父母参観日
11月	やきいも・個人懇談会・親子交通安全・収穫祭
12月	クリスマス会・おやす作り・高齢者交流
1月	おもちつき・記念写真
2月	節分豆まき・来入児一日入園(以上児親子・未満児親のみ)
3月	お別れ会・お別れ遠足・卒園式

※毎月避難訓練・年長のみ特別保育(時期は、保育を進める中で決める)

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者 の 内 定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none">施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none">市が行う利用調整による
利 用 決 定	利用契約書の締結による
退 園 理 由	<ul style="list-style-type: none">1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）保護者から退園の申出があったとき利用継続が不可能であると市が認めたときその他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利 用 に 当 た っ て の 留 意 事 項	<p>1. 保育時間</p> <p>当園の開所時間は7:30から19:00までとし、通常保育時間は次の通りです。</p> <p>1号認定子ども</p> <ul style="list-style-type: none">教育標準時間9:00から15:00（月曜日から金曜日） <p>2号・3号認定子ども</p> <ul style="list-style-type: none">保育短時間（最大8時間利用） 8:00から16:00（土曜日も含む）保育標準時間（最大11時間利用） 8:00から19:00（土曜日も含む） <p>なお、上記保育短時間帯を超えた利用は延長保育（有料）となります。「保育短時間」から「保育標準時間」に変更したい場合、またその逆の場合も前月までに手続きが必要です。</p> <p>保育料（利用料）にも変更が出てきますので、園にご相談ください。</p> <p>2. 休園・保育日数(予定)</p> <ul style="list-style-type: none">日曜、祝日、年末年始、職員研修は休園です。学校の週5日制（毎週土曜日が休み）への対応や、計画的な職員配置のために、事前に希望を調査させていただいたうえで、土曜保育・希望保育を行っています。

- 土曜日は合同での保育となりますのでご承知おきください

土曜保育…土曜日について、あらかじめ希望する者（調査票の申し出による）に対して保育を行うもの。

土曜日に保育を希望される場合は、お弁当、水筒を持ってきてください。

（未満児さんも同じです）

自由登園…8月の人形劇フェスタからお盆前まであらかじめ希望する者（調査票の申し出による）に対して保育を行うもの。給食はあります。

希望保育…平日についてあらかじめ希望する者（調査票の申し出による）に対して保育を行うもの。

給食はありません。お弁当、水筒を持参してください。

- ① お正月、三が日明けの平日
- ② お盆期間の平日
- ③ 年度末（卒園式後～）年度初め（入園式前日まで、卒園児は対象から外れます）

●職員研修

保育士の資質向上を目的に、年間5回程度平日の午後、保育部会（私立保育園職員研修）があります。この部会の日降園時間は12：30となります。

都合の悪い方は、16時まで保育と延長保育を行います。16時までの保育は事前に希望をとります。

年に1回土曜日を一日職員研修とし、休園いたします。ご協力をお願いいたします。

3. 延長保育、8時登園について

（1）保育時間と利用料金（保育短時間利用者対象）

延長保育は利用者負担（保育料）の他に別途延長料金が必要になります。保護者の方の勤務時間等と子どもさんの心身の状態を考慮し、無理のないようにご利用ください。

	時間帯	単位時間	3歳未満児	3歳以上児
朝延長保育	7:30~8:00	30分	150円	150円
夕延長保育 (保育短時間利用者のみ)	16:00~19:00	30分	200円	150円

※17:00以降はおやつが出ますので別途50円おやつ代をお願いします。

※月契約の料金設定は別紙「延長保育申込書」をご覧ください。

(2) 申し込み、時間変更、解除について(月契約)

= 提出期限20日厳守 =

申し込み希望の方は、前月の20日までに「朝延長・夕延長申込書」の書類を提出してください。当月に入ってから申し込みや変更はできかねますので、ご了承ください。

(3) 延長時間、変更連絡、日々利用について

日々の延長保育への希望等は、連絡帳もしくは電話連絡にて行ってください。

当日急に延長保育を利用する場合は、15:30までにご連絡ください。

朝延長も急に希望される方は前日までに連絡帳または電話でご連絡ください。

(4) 8時登園について

8時からの保育は、通常の利用者負担(保育料)に含まれますので、延長料金は必要ありませんが、人数確認のために「8時登園申込書」を提出してもらいます。年度途中で変更する時は、担任まで必ずご連絡ください。

4. 各種手続きについて

提出書類	内 容	締切日
★家庭状況変更届	<p>家庭状況に変更があったときは、速やかに園に連絡をし、変更届を出す。</p> <p>例：職場が変わった 家族が増えた（出産） 住所が変わった</p>	<p>事象が発生した時、その都度提出する。</p>
★転園届	<p>保育園を転園する時はその旨保育園へ連絡し、用紙に記入後在園する保育園へ提出する。</p>	<p><u>転園をする前月の15日</u>までに在園する園へ提出</p>
★退所届	<p>退所をする時に申請する。「保育所退所届」を記入する。</p> <p>病気やけが等で一か月間以上休む場合は、一旦退所することができる。その場合は、再入所届と一緒に提出する。</p> <p>届け出用紙は、保育園にあります。</p>	<p><u>退所する月の20日</u>までに提出。</p>
★再入所届	<p>一旦退所して、再度入所する時に申請する。病気やけが等で一か月間以上休む場合は、一旦退所することができる。その場合は、退所届と一緒に提出する。</p>	<p><u>再入所する月の前の月の20日</u>までに提出</p>
★翌年度 継続入所 (年長児の家庭以外が 対象)	<p>継続入所する場合は、「継続入所調査書」(飯田市から出ます)の必要事項(就労証明書等)を記入し、園へ提出する。</p>	<p>締め切りは、用紙が配られるときに締切日が記入されていますのでその日までに提出する。</p>

<p>★延長保育利用 (短時間保育希望者が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申し込み ・時間変更 ・解除 	<p>延長保育を月単位で申し込みたい場合、また、利用時間を変更したい場合、延長保育の利用をやめたい場合、に提出する。</p> <p>必要事項を記入し、園へ提出。用紙は園にあります。</p>	<p><u>前月の 20 日までに提出する。</u></p> <p><u>当月に入ってから申し込みや変更はできかねますのでご了承ください。</u></p>
--	--	---

5. 保育所からのお願い

(1) 通園(送り迎え)について

- ・保育所内は園の責任、園の門外からは家庭で責任を持ってください。
- ・駐車場内は必ず親子で手を繋いでください。
- ・保護者以外の方がお迎えに来る場合は、あらかじめ園に連絡ください。(園児の送迎は、成人の方をお願いします)
- ・台風、大雪、風雨の激しい時、大きな地震が予想される時は、特に気をつけてお迎えをお願いします。
- ・保育園の門は必ず大人の方が開閉してください。特に降園時子ども達がかギを開けることのないように注意してください。
- ・9:00までに登園してください。お迎えは15:30分からお願います。

(2) 災害時の対応について

- ・地震や台風(大雨)などの災害時は、メールや連絡網が使えず、園から連絡ができない場合があります。通常の降園時間に関わらず状況の判断をしていただき、保護者の皆様には身の安全に気をつけてお子さまのお迎えをお願いします。お家の方がお迎えに見えるまで、園の方で責任もってお預かり致します。避難場所が変更の場合は、門のところに行先を書いておきます。

(3) 一斉メール配信について

- ・災害時の連絡や不審者等の出没、園からのお知らせなどに、保護者の携帯電話などへ緊急情報をメールで送ります。4月に登録していただき(新入児のみ)、卒園時には解除していただきます。

(4) 身支度について

- ・園児服、帽子、ネームを着用してください。(未満児は必要ありません)
(ネームは入園時に園よりお渡しします。2個目からは有料で120円です)
- 冬用園児服：4, 5月・11月～3月 移行期間あり
- 夏用園児服：6月～10月
- 帽子：冬用、夏用(期間は園児服と一緒に)
- ・質素で清潔なものを着せてください。
- ・活動しやすい服装にしてください。

●やめていただきたい服装

- ・スカート付きズボン・スカート・オーバーオール
- ・裾が広がっているキュロット
- ・タイツ ・フック付きのズボンでGパンなど
- ・安全性を考えると、フード付きのものはやめていただきたい ・ヘアピン・飾り付きピン・飾りの大きなゴム

- ・自分で身支度できるものを着せ、できるだけ薄着の習慣をつけてください。
- ・はきものは、一人で脱ぎはきできる靴にしてください。

(5) 個人情報について

- ・個人情報保護法が法令化され、保育園では個人情報に最新の注意を払い、保育に取り組んでいきたいと考えています。日々の保育園の生活や遊び・行事などの子どもさんの姿を写真・ビデオ・ホームページを使って掲示・掲載する機会があります。

また、緊急時に備えて、保護者会でも連絡網を作成し各家庭に配布させていただきます。それに伴い別紙「個人情報掲載に関する承諾書」にその有無を記入し提出をお願いします。

(6) 門の開閉時間について

- ・安全面を考え、門に鍵を付ける事になりました。
- ・メイン入口は次の時間が使用できます。
朝 7:30~9:30
夕方 14:30~17:00
- ・これ以外の時間帯に保育園へ来られた方は、インターホン付き入口をご利用ください。

(7) 駐車場について

- ・別紙参照してください。
- ・保護者の台数に比べて駐車場がどうしても狭いです。送迎時は込み合いますので、お互いに、譲り合ってご使用ください。
- ・夕方は、児童クラブの方も使用しますのでお願いします。
- ・第2駐車場は未満児・長保・児童クラブが使用しますので、以上児さんは使用を控えてくださるようお願いいたします。
- ・駐車場内でのお母さん同士のおしゃべり、子どもさんの手を放すなどはやめてください。
- ・駐車場内は必ず子どもさんと手をつないで行動してください。くれぐれも事故のない様にしてください。

(8) その他

- ・集金があります。集金袋を配布しますのでお釣りのない様をお願いいたします。2日くらいの間に収めて頂けるとありがたいです。
(パン代・誕生会写真代・誕生カードなど)
- ・持ち物や衣類(下着、くつ下まで一切)お家から履いてくる靴には、見やすい所にすべてひらがなで名前をつけてください。
- ・毎日かばんの中をよく見て、お便りがあるかどうか確認し、よく読んでください。
- ・連絡帳を見たら必ずサインをし、必要に応じて子どもさんの様子を記入してください。2冊目からは、自己負担にて園で用意してあるものを購入してもらいます。

- ・おもちゃ、絵本、菓子等は持たせないでください。
- ・かばんにはキーホルダーは付けないようにしましょう（お守りはカバンの中に入れてください。）
- ・入園当初は心身共に疲労しますので、特に十分な睡眠をとらせてください。
- ・保育園には、AED（自動体外式除細動器）を設置しています。

6. 健康安全に関して

鼎あかり保育園の園医は次の方々です。

内 科：菅沼 加奈子医師 [菅沼病院]

歯科医：遠山 清美医師 [歯科医院なかや]

（1）健康管理

- ① 年に2回、6月と10月に内科・歯科検診を行います。
- ② 毎月、身長・体重の測定を行います。測定結果はシール帳にて順次お知らせします。
- ③ 必要事項は市から配布された「健康手帳」に必ず記入してください。

（2）健康状態について

子どもは自分の健康状態を伝えられない場合がありますので、登園前に必ず子どもさんの健康状態をよく観察し、病気と気づいたら医療機関で受診し、保育所へ連絡するようにしてください。子どもの病気は急変しやすく、また少しぐらい悪くても遊びに夢中になってしまい、思わぬ事態になることがしばしばありますので、子どもさんの健康状態に気をつけてください。特に嘔吐や下痢の時は、症状が治まってから医師と相談の上、登園させるようにしてください。

保育園は集団保育の場です。大勢のご家庭のお子さんをお預かりしていますのでご配慮をお願いします。次のような時には、保護者の方にお迎えに来ていただきます。

- 発熱した時（およそ 37.5 度以上、状況によっては 37.5 度以下であっても連絡します）
- 嘔吐、下痢の時
- 感染症が疑われるとき
- けがをした時
- 激しい咳等

※お休みが長引く場合は、『飯田市病児保育施設 おひさまはるる』（健和会病院）に登録されて、利用することをお勧めします。

◎嘔吐下痢の対応について

- 園で嘔吐、下痢をした場合、ウィルスなどの感染を防ぐため塩素消毒をします。
- 衣服はそのまま袋に入れて持ち帰り家庭で処理していただく場合

◎その他

- 子どもさんの体調が悪くなった時などに連絡する場合がありますので、連絡が必ず取れるようにしておいてください。
- 子どもさんの平熱を知っておいてください。（毎朝 3 日間計った熱の平均）
- 病気その他で欠席する場合、または遅刻する場合は、その旨 9 時までに連絡ください。

（3）感染症（伝染性の病気）は完治するまで出席停止となります。

「登校・登園許可証」…（医師が記入）

皮膚病・眼病・水痘・おたふく風邪・風疹・インフルエンザなどの病気については医師の許可を得て、原則「登校・登園許可証」を記入してもらってから登園することになります。提出する用紙は、病院、園にあります。感染症の種類によっては「登校・登園許可証」を出さなくてもよいものもあります。

感染性（ウィルス性）胃腸炎などは、感染力が非常に強いいため、必ず主治医の判断により完治してから登園させて下さい。保育園は集団生活の場です、他の園児への感染を防ぐためにも、必ずお医者様で受診をしてください。全快（普通便になったら）するまで休ませてください。ご協力をお願いします。

(4) 薬の取り扱いについて

- ・保育士がお子さまに薬を与えることは医師法上問題があると言われており、基本的にはできません。
- ・保護者が園に出向いて投与していただくことはできます。ただし特別な場合であっては保護者と保育園との信頼関係に基づき、保護者である親からの『投薬依頼諸及び連絡票』をもとに、保育士が代行するという、現実的な対応をさせていただきます。
- ・お子さんが、「自分で飲める」「自分でぬれる」からいいのではなくに、持ってくることで起こりうるトラブル回避のためにも薬等を子どもさんに持たせないようにさせていただきますようお願いいたします。

＝保育園で取り扱う場合＝

気管支喘息・てんかん・糖尿病・心臓疾患・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気の日常における薬については、保育所保育指針（厚生労働省）に基づいて、子どもさんの主治医または囑託医の指示に従うとともに、医師と保護者の指示に従うとともに、医師と保護者と園との三者で協議の上取り扱います。

その他特別な理由がある場合は、あらかじめ園長にご相談ください。

薬は子どもさんを診断した医師が処方したものに限ります。（売薬は不可）

健康手帳について

- ① 出産時または転入時に健康手帳が配られます。家庭で責任もって記入し大切に保管してください。
- ② 「健康手帳」には、毎月の発育測定の結果をご記入ください。
- ③ 「健康手帳」は年一回園で点検をさせていただきます。

※小学校入学時には提出します。なくさないように大切に保管しましょう。

(5) アレルギーの調査

保育園の給食では様々な食材を使用します。その中でもアレルギー源となりやすい食材、事前に食べていただきたい食材をリスト化しお家の方にチェックしていただくようにしました。これらの食材を入園式前までに必ず2回以上食べてチェックをして入園式に提出してください。

7. 給食について

- ・乳幼児の心身の発達と健康の維持増進を支援するとともに、望ましい食習慣を身に付けられるよう家庭と協力していきます。
- ・衛生的で安全かつバランス等を考えた給食を提供していきます。
- ・楽しい雰囲気の中で食事をするこゝで、保育者や友達と一緒に何でも食べられ、よりよい食生活を身に付けるよう指導しています。
- ・体験を通して食の大切さを自覚してもらえよう食育の推進をしています
- ・以上児（3，4，5才）はランチルームで給食を食べます。
- ・月曜日～木曜日までは白飯をご家庭より用意してください。金曜日はパンが主食になります。パンは園の方で注文します。月末にパン代として300円徴収しますのでよろしくお願ひします。なお、お休みをされた時は、衛生上お届けすることができませんのでご了承下さい。

（12）学校医・嘱託医

医療機関の名称	医療法人社団山力会 菅沼病院
医院長名	菅沼 孝紀
所在地	長野県飯田市鼎中平
電話番号	0265-22-0532

（13）学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	歯科医院 なかや
医院長名	遠山 清美
所在地	長野県飯田市松尾常盤台 280-1
電話番号	0265-48-5328

(14) 緊急時における対応方法

(緊急時の対応方法を記載。)

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	飯田市伊賀良消防
所在地	長野県飯田市上殿岡 721-2
電話番号	0265-25-0119

【管轄する警察署】

警察署名	飯田警察署 名古熊交番
所在地	長野県飯田市鼎名古熊 1342-1
電話番号	0265-24-0184

(15) 非常災害対策

※ 職員と利用子どもの数が 30 人未満の施設については、防火管理者を定め、消防計画を届け出る義務がありません。届出義務のない場合には、「防火管理者」と「消防計画届出年月日」の項目を削除してください。

防火管理者※	福岡 恵子
消防計画届出年月日※	令和元年 10 月 18 日
避難訓練	毎月 1 回訓練内容を変えて訓練する 4 月…火災・地震の避難方法を知る。(全員で確認) 5 月…火災の避難方法を知る。(予告あり) 6 月…地震時の避難方法を知る。(予告あり) 7 月…不審者侵入時の避難方法を知る。(リズム室全員) 8 月…地震時の避難方法を知る。(予告あり)(長保夕方) 9 月…防災訓練・警戒宣言発令の避難方法を知る。 10 月…火災(近隣)時の避難方法を知る。予告あり 11 月…火災(近隣)時の避難方法を知る。避難場所第 1 → 第 2 へ 12 月…火災避難時の消防署の指導を受ける。

	1月…地震時の避難方法を知る。(予告なし) 2月…火災時の避難方法を知る。(予告なし) 3月…地震から火災時の避難方法を知る。
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知器・火災通報装置・火災通報専用電話機 パッケージ型消火設備・避難ハッチ式救助袋・防火扉を設置しています。
避難場所	園庭・公民館
緊急時の連絡手段	専用メール・電話

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	桜井 芳子	副園長
相談・苦情解決責任者	福岡 恵子	園長
第三者委員	■■■■■	■■■■■
		主任児童委員
	■■■■■	■■■■■
		元主任児童委員・元園長
	(氏名)	(電話番号)
		(役職、所属等)

【要望・苦情等への対応方法】

<p>対応方法</p> <p>◆要望・苦情に対して◆</p> <p>①保護者に対して「満足度調査」をし、第三者委員の方へ提出していただく。</p> <p>②第三者委員の方がまとめてくださった結果に対して園としての改善点や考え方を紙面にてお答えし、保護者に出す。</p> <p>③ご意見ご要望は、保育の向上につながるように職員間で話し合いを持つ</p> <p>◆日々の苦情に対して◆</p> <p>①いただいた苦情に関しては、職員間で話し合い改善方法を考え徹底してやっていく。 また、その場にはいない職員に対しては口頭または文書で伝え全職員に徹底できるようにする。</p> <p>②苦情をいただいた方には、連絡帳や面談の機会を設け、園長より苦情に対する改善点</p>
--

や対応について伝える。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	幼稚園賠償責任保険
保険金額	身体に対して 1事故につき最大1億円、1名につき最大2000万円

(18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

- ・特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ・写真等園内外に出すものについては、あらかじめ保護者に紙面によりその承諾を受け、承諾しない旨の内容があればそれを出さないよう配慮する。

(19) その他保護者に説明すべき事項

- ・異年齢保育について